

子ども・子育て支援事業計画の変更について

「幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容」の変更

1. 概要

第2期子ども・子育て支援事業計画は令和2～6年度を計画期間として、幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容を設定しました。この度、利用定員の変更があることから、その確保の内容を次のとおり変更します。

【変更内容】

- ①令和5年度から既存保育園が幼保連携型認定こども園に移行
- ②令和5年度から確認を受けない幼稚園が新制度幼稚園に移行
- ③令和5年度から既存保育園が定員を変更
- ④令和2年度、令和3年度に小規模保育事業所が開設

		1号	2号	3号		合計
				0歳	1, 2歳	
①	保育所(園)		▲30	▲10	▲20	▲60
	認定こども園	15	30	10	20	75
②	確認をうけない幼稚園	▲224	▲56			▲280
	新制度に移行した幼稚園	90				90
③	保育所(園)		▲12	▲2	▲8	▲22
④	小規模保育			12	26	38

2. 意見聴取の根拠法令

- ・子ども・子育て支援法第61条第7項により、市子ども子育て支援事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会に意見を聴かなければならない。

■教育・保育 量の見込みと確保の内容（変更前）

（単位：人）

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
量の見込み①	1,170	1,522	174	779	1,144	1,488	174	779
1号（3～5歳）・3号（0～2歳）	1,170		174	779	1,144		174	779
2号認定 幼稚園利用		293				286		
2号認定 幼稚園利用以外		1,229				1,202		
確保の内容（提供体制）②	1,969	2,116	174	779	1,969	2,116	174	779
特定教育・保育施設	15	1,628	155	711	15	1,628	155	711
保育所（園）		1,562	141	671		1,562	141	671
幼稚園	0	0			0	0		
認定こども園	15	66	14	40	15	66	14	40
特定地域型保育事業			18	66			18	66
小規模保育			18	66			18	66
家庭的保育			0	0			0	0
居宅訪問型保育			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,954	488			1,954	488		
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	799	594	0	0	825	628	0	0

■教育・保育 量の見込みと確保の内容（変更後）

（単位：人）

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
量の見込み①	1,170	1,522	174	779	1,144	1,488	174	779
1号（3～5歳）・3号（0～2歳）	1,170		174	779	1,144		174	779
2号認定 幼稚園利用		293				286		
2号認定 幼稚園利用以外		1,229				1,202		
確保の内容（提供体制）②	1,850	2,048	184	797	1,850	2,048	184	797
特定教育・保育施設	<u>120</u>	<u>1,616</u>	<u>153</u>	<u>703</u>	<u>120</u>	<u>1,616</u>	<u>153</u>	<u>703</u>
保育所（園）		<u>1,520</u>	<u>129</u>	<u>643</u>		<u>1,520</u>	<u>129</u>	<u>643</u>
幼稚園	<u>90</u>	0			<u>90</u>	0		
認定こども園	<u>30</u>	<u>96</u>	<u>24</u>	<u>60</u>	<u>30</u>	<u>96</u>	<u>24</u>	<u>60</u>
特定地域型保育事業			<u>30</u>	<u>92</u>			<u>30</u>	<u>92</u>
小規模保育			<u>30</u>	<u>92</u>			<u>30</u>	<u>92</u>
家庭的保育			0	0			0	0
居宅訪問型保育			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	<u>1,730</u>	<u>432</u>			<u>1,730</u>	<u>432</u>		
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	<u>680</u>	<u>526</u>	<u>10</u>	<u>18</u>	<u>706</u>	<u>560</u>	<u>10</u>	<u>18</u>

新制度幼稚園への移行について

1. 概要

(1) 該当施設

- ・施設名＝角栄幼稚園
- ・所在地＝入間市東藤沢 4-15-20
- ・法人名＝学校法人角田学園
- ・定員＝280人

(2) 経緯

- ・昭和38年に認可を受け、私立幼稚園として運営を開始した。
- ・今後も出生者数の減少が続く傾向であることから、令和5年度以降も園児数が減少していく見込みです。新制度幼稚園へ移行後し、新たに利用定員を設定する。

	3歳	4歳	5歳	計	増減
令和4年度	25人	29人	37人	91人	▲23人
令和3年度	31人	40人	43人	114人	▲8人
令和2年度	38人	42人	42人	122人	▲2人
令和元年度	37人	40人	47人	124人	—

(3) 新制度移行後の事業概要

- ・類型 新制度移行幼稚園
- ・既存施設を活用。増改築及び補助金申請なし。
- ・利用定員 90名

(新制度移行後)

1号認定			
3歳	4歳	5歳	計
30人	30人	30人	90人

(4) 今後のスケジュール (予定)

- R4.12 特定教育・保育施設確認申請
- R4.12 特定教育・保育施設利用定員の変更について県へ届出
- R5.1 特定教育・保育施設の確認について県へ届出
- R5.4 利用定員変更

(5) 新制度移行幼稚園とは

- ・「新制度」とは、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」を指します。子ども・子育て支援法等に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進させることを目的とした制度です。市内初の新制度移行幼稚園となります。

(6) 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

- ・令和2年度策定をした令和6年度までの事業計画にはないが、計画の方向性の中で、今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合や、既存の認可保育所(園)や確認を受けない幼稚園から認定こども園への移行希望がある場合には、設置・移行を支援します」としている。

2. 意見聴取の根拠法令

- ・子ども・子育て支援法第31条第2項により、市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会に意見を聴かなければならない。

【参考】私立幼稚園の類型

	従来どおりの幼稚園	新制度幼稚園
位置づけ・役割	・学校教育を提供する施設	・学校教育を提供する施設 ・市計画で把握された「教育ニーズ」に対応
認可	・埼玉県	・埼玉県
財政措置	・私学助成(県から交付)	・施設型給付費(市から交付)
選考	・選考に特に制約なし ・保育料は設置者が設定	・応諾義務 ・保育料は市条例で設定
認定	・子育てのための施設等利用給付認定(1号認定) ⇒保育料無償(上限25,700円/月)	・子どものための教育・保育認定(1号認定) ⇒保育料0円
	・子育てのための施設等利用給付認定(2号認定) ⇒預かり保育料無償(上限11,300円/月)	・子育てのための施設等利用給付認定(2号認定) ⇒預かり保育料無償(上限11,300円/月)

保育施設の利用定員変更について

1. 概要

(1) 該当施設

- ・施設名＝むさしっこ保育園
- ・所在地＝入間市下藤沢1-12-1
- ・法人名＝特定非営利活動法人育てネット

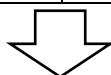
(2) 経緯

- ・平成20年4月に認可を受け、民間保育園として運営を開始した。
- ・平成26年4月に利用定員を60人から90人に変更した。変更後、在籍児童数が66人程度で推移している。現状に合わせた定員に変更して賃貸している1階を返却し経営を安定させたい。

(3) 定員変更後の事業概要

- ・既存施設の1階の賃貸借契約を解消。増改築及び補助金申請なし。
- ・利用定員 68名

区分	3号認定			2号認定			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
変更前定員	10人	16人	16人	16人	16人	16人	90人



変更後定員	8人	12人	12人	12人	12人	12人	68人
増減	▲2人	▲4人	▲4人	▲4人	▲4人	▲4人	▲22人

(4) 今後のスケジュール（予定）

- R4.12 特定教育・保育施設変更申請
- R4.12 特定教育・保育施設利用定員の変更について県へ届出
- R5.1 特定教育・保育施設の確認について県へ届出
- R5.4 利用定員変更

2. 意見聴取の根拠法令

- ・利用定員を変更するときは、法令上は審議会の意見を聞くことについての規定がなく任意となっている。